



様式第 15 (第 10 条関係)

令和 6 年 5 月 14 日

審査結果報告書

犬山市議会議長 柴田 浩行 様

犬山市議会議員政治倫理審査会
委員長 大沢 秀教

令和 6 年 3 月 15 日付けで提出された犬山市議会議員政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求について、犬山市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を通知します。

対 象 議 員 名	久世 高裕
審 査 請 求 の 内 容	対象議員の以下の行為は、旧大手門まちづくり拠点施設の民間活用（以下「しみんてい」）に応募採用された法人及びその従業員の名誉を毀損し、その営業に不当な圧力をかけるもので、犬山市議会議員政治倫理条例第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 11 号に違反する疑いがある。 1 令和 5 年 11 月 29 日、自身のインスタグラムで、「しみんてい」に関する一般質問の内容として、『公募時の条件である「10 年」で取り壊すとはとても思えないほどの大規模な改修工事が行われているが、フロイデ公募偽装問題の時のような「密約」などはないか』と情報発信した。 2 上記一般質問に対し、そのような公募条件は存在せず、契約に問題はない旨の犬山市の回答があったのにこれを情報発信せず、令和 5 年 12 月 10 日の自身のフェイスブックにおいて、「既存の建物を耐用年数が過ぎるまで 10 年程度民間活用という話だった」と上記 1 が事実であるかのような情報発信をして、相手方が特定できる該当箇所の地図や写真まで掲載した。 3 上記 1、2 に対して、審査請求代表者が令和 5 年

	12月22日付けで政治倫理基準に違反する申立をしたが、令和6年1月23日付けで問題があったとは全く考えていない旨の回答をし、同月29日には、上記2を引用して、やはり上記1が事実であるかのような情報発信をした。
審 査 の 結 果	犬山市議会議員政治倫理条例第5条第1号、第2号及び第11号に掲げる政治倫理基準に違反する行為はないと決定した。
審 査 会 の 意 見	詳細は別紙1のとおり。

審査の結果

1 審査会の設置

令和6年3月15日付けで犬山市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、審査請求代表者から議長に審査請求書が提出された。

この提出を受け、議長は、同条例第10条第1項及び第3項の規定に基づき、令和6年3月29日付けで犬山市議会議員政治倫理審査会を設置し、次の7名を審査会委員に指名し審査を付託した。

指名議員：大沢秀教議員、諏訪毅議員、光清毅議員、玉置幸哉議員、岡覚議員、鈴木伸太郎議員、沼靖子議員

2 審査の経過

対象議員のSNSによる情報発信が、犬山市議会議員政治倫理条例に定める政治倫理基準に違反する行為か否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

具体的な審査事項としては、審査請求の内容に基づき、旧大手門まちづくり拠点施設の民間活用に関して、対象議員のSNSによる情報発信の内容が、下記の①から③の内容に該当するか否かとし、審査を行った。

- ① 対象議員が、旧大手門まちづくり拠点施設の民間活用に応募採用された法人（以下「関係法人」という。）の名誉を毀損しているか。
- ② 対象議員が、関係法人の従業員の名誉を毀損しているか。
- ③ 対象議員が、関係法人の営業に不当な圧力をかけているか。

審査の経過及び内容は次のとおりである。

第1回審査会 令和6年4月10日（水）

正副委員長の選任後、審査会の開催日程及び審査会運営要領の決定、審査請求書及び関係資料の精査を行った。

審査請求代表者、対象議員及び関係者からの資料提出及び聴取については、審査請求書に詳細な資料添付があることなどから採決の結果、不要とした。

第2回審査会 令和6年4月19日（金）

犬山市長に、審査に必要な事項（犬山市が関係法人の新店舗の開店延長の理由をどのように認識していたかについて）の調査を行うこととし、後日、確認を行った。

第3回審査会 令和6年5月7日（火）

市への確認を踏まえ、各委員に見解を求めた。

第4回審査会 令和6年5月14日（火）

前回の各委員の見解を踏まえ、審査結果報告の素案を協議し、協議結果を反映させた審査結果報告書をもって議長に報告することを、全員一致で決定した。

3 審査の結果

犬山市議会議員政治倫理条例第5条第1号、第2号及び第11号に掲げる政治倫理基準に違反する行為はないと決定した。

4 審査会の意見

対象議員が、令和5年11月29日、自身のInstagramに、旧大手門まちづくり拠点施設の民間活用に関する自身の一般質問の要旨として、『公募時の条件である「10年」で取り壊すとはとても思えないほどの大規模な改修工事が行われているが、フロイデ公募偽装問題の時のような「密約」などはないか』との文言を投稿したことは事実である。

しかしながら、ここでいう「フロイデ公募偽装問題」とは、平成20年度に起きた市と当時の指定管理者選定に係る問題のことであり、関係法人とは一切関係のない事案である。

また、当該一般質問の通告及び質問自体は、市当局に対して行政事務の不作为を問い質すものであり、指摘する事項は事実の公共性及び目的の公益性から考えれば適正なものである。加えて、関係法人及びその従業員を非難する旨の記載はない。

対象議員が、民間活用の公募条件を「10年で取り壊す」と記載した点は正確ではないが、ここに至る市当局の説明等から、対象議員がそのように理解したことに過失があったとはいえず、またこの記載だけでは、関係法人及びその従業員の名誉を毀損するものとは言えない。

一方、対象議員が関係法人の営業に不当な圧力をかけているか否かについてだが、SNSでの情報発信自体は、議員の活動報告や自身の考え等を表現する行為であり、政治倫理上、違反行為となるものではない。

今回の情報発信が、前述のとおり、関係法人及びその従業員を非難する旨の記載はなく、業務妨害的な意味での不法行為などに該当するとは言い難い点から、不当な圧力をかけているとは認められない。

以上の点より、対象議員のSNSによる情報発信の内容は、前述の具体的な審査事項①から③に該当せず、対象議員に政治倫理基準に違反する行為はないと決定した。

(参考) 犬山市議会議員政治倫理条例

第5条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。
- (2) 公職にある者としての発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為をしないこと。
- (11) その地位を利用した嫌がらせ若しくは強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。